

『工事監理官』 TOINX をご利用の皆様へ

令和7年4月1日より東北地方整備局発注工事（福島管内）及び環境省福島地方環境事務所発注工事の「工事監理官 ASP サービス利用規約」が下記のとおり一部変更となります。

また、令和7年4月1日からの利用規約全文について掲載しましたので、ご確認ください。

一般社団法人福島県建設業協会

◇変更点 （利用料金の支払い）第7条 第2項の変更

変更前（令和7年3月31日以前の利用料金の支払い）

2 利用者は当協会に対し、前項に定める本サービスの利用料に利用した月数を乗じた金額を、適用ある消費税額を加算のうえ、当協会が指定する口座に振込送金する方法により利用終了月の翌々月の25日までに支払うものとします。但し、年度をまたぐ利用については、年度末の3月に一度清算します。なお、振込手数料は利用者の負担とします。



変更後（令和7年4月1日以降の利用料金の支払い）

2 当協会は、前項に定める本サービスの利用料に利用した月数を乗じた金額を、適用ある消費税額を加算のうえ、四半期ごとに（6月、9月、12月、3月）に利用料の請求をします。利用者は、当協会が指定する口座に振込送金する方法により請求月の翌月末日までに支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。